







## 消費者月間特集

## キツバタリとソの時

## ソの場で断わる勇気

悪質商法にご用心

副都心・池袋が泣いています。  
若者、主婦が泣かれています。悪質商法による  
消費者トラブルが後を絶ちません。

62年度の消費生活相談をみると、東京都全体の相  
談件数が横ばい、減少きみなのにに対し、電話販売は15  
パーセントも増えています。

61年度は「アシフ」を占めた田舎・つば等の農業商法  
は影を潜めていますが、相変わらず多いのが、若者  
を対象としたヤツチセールス、アボイン商法。  
エヌティック、化粧品、学習教材や会員権の勧誘  
が主なもので、フレンド契約によるものが半額的  
にあれば、支払い能力の乏しい若者が簡単に契約し、  
高額な被害を被っています。

高齢者で四口以上の家庭、利権商法な  
せられています。

本バーティ商法などは、競争商法  
かたの商法等の悪質商法により、鍋セット、羽毛ふ  
とん寝袋、消火器、電話器などを無理やり契約さ  
れています。



「フル優厚止後の有利な資産運用  
の情報をお知らせしたい」と電話  
があり…

池袋駅周辺で、悪質なヤツチセールスが横行して  
います。これは、文字どおり通行人を捕まえ（ヤツチ）、販  
売目的をハッキリ言わないで、たぐみに商品を売りつ  
ける（申し込ませる）商法で、被害者は若い方一日直  
ちです。

繁華街の路上や地下通路でのヤツチセールスは、  
一般歩行者の通行の妨げになるだけでなく、池袋のイ  
メージダウンにもなります。

このため、「消費者被害のない、住みよい街づくり」  
をめざして、今年もヤツチセールスを5月1日から1ヶ月  
31日まで実施します。

## 悪質キヤツチセールス 追放キヤツチセールス

池袋中心に実施中

### キヤンペーン標語

- あいまいな態度が招く思われる被害
- キツバタリとその場で断わる勇気
- 人ごととと思うあなたがターゲット
- 気をつけよう 悪質キヤツチは街のダニ
- チヨツとだけ聞いてみようが貰わせられ

### キヤンペーン実施内容

#### ●啓発塔設置

△設置場所・期間：池袋駅東西両ロータリー→5月1

日(木)～7月31日(日)

#### ●登発用ポスターの掲出

△展示場所・期間：①勤労福祉社会館→4月28日(木)～5月1

月16日(土)②豊島区役所庁舎→5月16日(日)～5月31日

(火)③池袋駅東口グリーン大通り→5月21日(日)

- 啓発用リーフレット配布
- △配布場所・期日：池袋駅東西両ロータリー、各町会、商店会のご協力を得て実施します！～5月21日(土)（雨天の場合は5月28日(土)）
- 池袋副都心協議会
- 池袋東口商店街連合会
- 池袋西口商店街連合会
- 西池袋二丁目町会
- 豊島区消費生活モニター



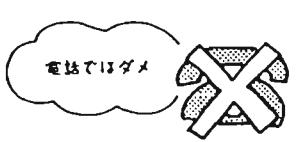
### 復習しましょう 「クーリング・オフ」

訪問販売などで、セールスマンのうまい言葉にのせられて契約してしまったけれど、冷静になってよく考えたら、あまり必要のないものだった…というようなとき。

①クーリング・オフができることが書かれた書面を受け取った日から7日以内に、



②書面で解約通知すれば、(証拠とするためコピーを残し、簡易書留で出しましょう)



③ほとんどの日常生活用品は、(現金一括払いを除いて)

④無条件で(解約手数料などを払う必要がなく、支払済みの代金は全額返金され、商品は販売業者の負担で引取ってもらえる)解約できます。

# お気軽にご相談を! 私たちがあ受けします

いらーいものははっきり断る勇気が大切です

1人で悩まず  
早目にご相談を

クレジットは  
借金と同じですよ

商品選びの  
ご相談なども

話しているうちにそのあとに  
よく考えたら必要なわ。

クレジットも大変だし、  
困ったな、どうぞ

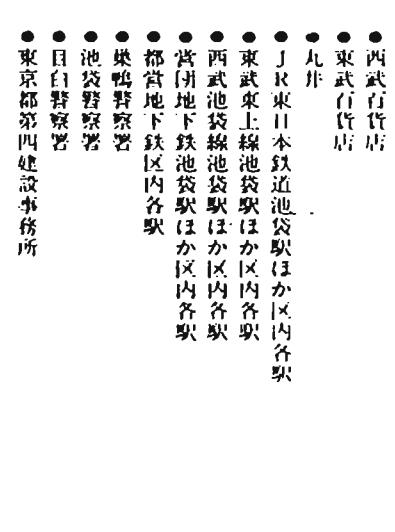
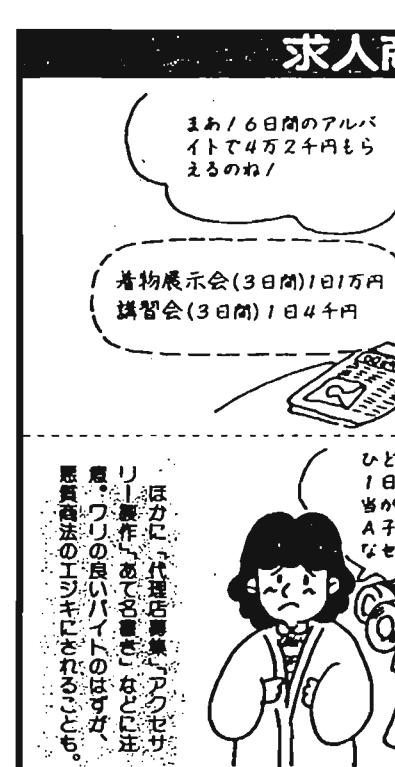
専用電話  
クジョーワ ココヘイコー  
**940-5515**

受付時間 平日 10:00~12:00  
土曜 10:00~12:00

順位	商品等	件数
10	布とん	22件
8	公営住宅申込代行	23件
8	消防器	23件
7	先物取引	26件
6	なべ	29件
5	各種会員権	37件
2	フリーニング	40件
2	教室(塾)・講座	40件
2	化粧品・健康食品	40件
1	学習教材	60件

昭和62年度  
消費生活相談受付件数  
841件

ども額の現金払いを伴つもので、被害教活に時間がかかり、解決を難しくしていきます。消費者保護が本法の20周年を記念して、法令の整備や行政の消費者啓発の充実を図つていかなければなりません。国は、消費者保護基本法の20周年を記念して、今後も「ブルの未然防止のためには、法令の整備や行政の消費者啓発の充実を図つていかなければなりません。」



I.N.F.O.R.M.A.T.I.O.N

## ご案内

東京区立消費生活センター 940-6891

開・平日/午前9時~5時・土曜/午前9時~正午  
(日曜・祝祭日・年末年始は休館です)

**リサイクルルーム**

みなさんのご家庭で使用されずに眠っている生活用品をお預かりし、必要としている方に安い価格であっせんします。(大型品や高価品は、カード登録)

- お申込み、お問い合わせは  
☎(940)6891 内線161リサイクルルームまで  
運営時間・月~金/午前10時~午後4時

**商品テスト室・技術実習室**

テスト室では、食品や生活用品の品質などについて簡単なテストができます。  
実習室では、商品テストや料理実習ができます。  
グループでお申し込みください。

**情報提供**

パネル展示、消費者だより「ひまわり」やリーフレットの発行、図書・資料の閲覧、貸出など。  
7月1日から、ビデオテープ(VHS)の貸出しをはじめます。  
どうぞご利用ください。

**消費生活の勉強**

消費生活講座・生活教室・テスト教室・料理教室・バス見学会などを実施しています。  
内容等は、広報としまでご案内します。





